

令和6年度 桜島学園 事業計画

令和6年度 事業計画書

桜島学園

1. 基本理念

社会福祉法人愛光会は、地域社会の福祉システムに積極的に参加して、あらゆる福祉ニーズに的確に応えられる体制を確立することを目指して、高齢者・障害者・児童等のニーズに応じて、地域社会の中で人間として、安心して普通の生活を送ることができるように、そのライフステージの全段階と利用者の状態（程度）に応じた体系的かつ継続的な質の高い総合支援サービスを提供する。

児童養護施設桜島学園は、温かく潤いに満ちた環境の中で、子どもが権利行使の主体者として尊重され、楽しく夢を持って生活できるよう支援します。また、子ども一人ひとりの個性を理解し、その子どもに合った自立のための支援を行います。あわせて保護者への支援も行い、社会的養護施設として責任を果たします。

2. 方針

- ◆健康・明朗・正直
- ◆仲良く、元気に、他人に迷惑をかけない子
- ◆清潔、整頓、秩序を正しくする子

- ①子どもの個性を尊重し、社会の中で生きていくための力と人間形成が図られるよう支援します。
- ②被虐待や分離体験からの癒しや回復をめざした支援を行い、自己肯定感を育んでいきます。
- ③家族等の問題の解決を図るための支援を行い、親子関係の再構築と早期の家庭復帰をめざします。
- ④施設の小規模化、地域分散化を積極的に展開し、温かく潤いに満ちた家庭的養護に取り組みます。

3. 目的

桜島学園は児童福祉法第四十一条の規定により保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護します。また、退所した児童に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とします。

4. 事業概要

「こどもたちが素顔で、笑顔になれる場所」を目指して。

(1) 児童養護施設の運営

定員 40人

- ・本園（定員28人）
- ・地域小規模児童養護施設「すみれホーム」（定員6人）
- ・地域小規模児童養護施設「あすなるホーム」（定員6人）

(2) 子育て短期支援事業の受託

5. 重点項目

(1) 基本構想計画の見直し

児童養護施設は「生きる力を育むための養育を行う」場所であるが、本園の本館は寮形式の集団養護の園舎であり、目的を果たすには程遠い状態である。今後家庭により近い、暮らしのあり方を学べる生活環境に転換していくために、本館の施設整備を行う。

(2) 利用者に対する権利擁護の推進

法人の倫理綱領、職員基本行動基準の他、鹿児島県ケア基準を順守し、子どもが最善の利益を享受できるよう援助します。職員は人権スピーチ、実態調査、自己検証等を行い、資質の向上に努

めるとともに、職員への研修を実施します。また、相談・苦情箱を設置し、人権擁護と人権侵害の防止に取り組みます。

- ① 全児童を対象として6月・9月に「生活のアンケート」による聞き取り調査を行います。
- ② 不適切な関わりがないか確認すると共に、子どもの困りごとを把握し、その解消に努めます。

(3) 働きやすい職場づくりをめざす

複雑な問題を重層的に抱えた子どもが増加していることを考えると、職員教育の充実を図るとともに、各ホームに責任者を置き、まとめ役を担い新人職員のサポート体制を強化します。また、職員のパフォーマンスを向上させるためには、業務の省力化を図り効率的に業務を遂行することができるように、働きやすい職場づくりをめざします。

- ① 若手職員グループによる「ストレスケア」と「やりがい」の満足度調査と分析を行います。
- ② その結果に基づいて、施設の改善すべき点を出し合い、働きやすい職場づくりをめざす。

(4) 職員研修の充実

子ども一人ひとりの問題を的確に把握し、発達段階に応じた養育が必要であり、職員のより高い専門性が求められています。そこで職員研修係を中心に研修計画を作製し、外部研修に参加するとともに園内研修を充実します。新任職員に対しては新任教育の充実を図っていきます。

「この子を受けとめて、育むために」（全国児童養護施設協議会）を職員会で読み合わせを行い、養育について職員一人ひとりが考え支援につなげます。

(5) 職員間の情報共有の徹底

各ホームが離れのため、情報共有が課題である。直接会って話し合いができない時は、積極的にオンラインを活用し情報の共有を図り漏れがないようにします。

- ① 積極的にオンラインを活用し情報の共有を図り、漏れがないようにする。
- ② 電子決裁システムを導入し、業務の効率化を図ります。

(6) ヒヤリハット報告の徹底

ヒヤリハットの原因は焦りや油断などのメンタル面や、情報共有や職員教育の不足などが原因とされています。ヒヤリハットは事故に至る一歩手前であり、ヒヤリハット報告を徹底し定期的に検証することで重大事故を防ぎたい。

(7) 子どもに寄り添った支援の充実

① 積極的なケース会議（ホーム会議、ケース会議）

トラブル等が起こった際は、先ず落ち着かせる支援を行います。今後の対応について随時ケース会議を行い、対応について話し合い一貫した支援を行えるように努めます。

② 保護者、関係機関と連携した支援

子どもが安定した生活を送れるように、保護者、関係機関と連携を取り、多方面からのアプローチに努めます。

(8) 関係機関との連携・協力体制の確立

① 児童相談所との連携

子どもの自立支援や家庭復帰に向け、児童相談所と積極的に連携を図り、本人の意向を踏まえつつ、自立支援計画を随時見直し、自立支援計画に基づく支援を展開します。

② 学校、病院、地域との連携

学校や病院と常に連携し、相互理解を深め、協力関係を構築します。また、地域と積極的な交流に取り組むと共に、地域社会のニーズを的確に把握し、地域福祉の拠点として期待に応えるべき努力をします。

③ 児童相談所、鹿児島市からの要請により、一時保護、ショートステイを受け入れます。

(9) 養育・支援

① 自立支援

自立への支援はもちろんのこと、学習指導、家庭生活体験、部活動入部、調理実習、リービングケアにおける自立特別支援、心理的ケア、アルバイト等、関係機関協力の下、総合的、有機的に行い子どもの自立を促進します。また、高校を卒業しても自立が難しい子どもに対しては、措置延長制度を積極的に活用し、子どもの自立に必要な最善の支援を計画的に行います。

② 生活支援

年齢や心身の発達状況に応じた基本的な生活習慣の確立を目指します。生活集団は可能な限り少人数化し、子どもの意見を最大限に尊重した上で、選択、自己決定できる力を育み、最善の利益が享受できるよう支援します。

③ 発達支援

子どもの年齢に応じた身体的、精神的到達度に応じた発達課題を、積極的に支援していきます。また精神衛生には十分配慮し、学校、地域社会及び関係機関、保護者の理解と協力を得て子どもの発達を支援します。

(10) 保健衛生の推進

子どもが健康で快適な生活が送られるように、常に清潔で安全な生活環境作りに努めます。また、心身の健康の増進を図るとともに、感染症や食中毒への予防対策を講じ、子ども・職員への教育を徹底します。

(11) 食生活の向上

食生活を生活支援の原点としてとらえ、子どもの成長に合わせて正しい食生活習慣を身につけさせると同時に、子ども達のニーズに応えるべき「安全で、楽しく、おいしく、バランス良く」を目標として、温かい愛情を込めた食事の提供をします。

(12) 家族への支援・援助機能

親子分離が余儀なくされているケースもあることから、家庭支援専門相談員を配置し、全児童の家庭訪問を実施し、家族等の抱える問題や子どもとの関係の再構築等を支援していきます。家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援も行います。また、退所した児童についてはアフターケアを充実させ、退所後の生活支援体制の構築に努めます。

7. 日課

必要最小限、食事の時間のみ設定し、それ以外の日課については各ホームの子ども会で話し合い、決定します。

8. 職員配置

職名・職種		人数
園長		1
副園長		1
副園長（兼栄養士）		1
直接 処 遇 職 員	家庭支援専門相談員	1
	個別対応職員	1
	里親支援専門相談員	1
	指導員・保育士（加配を除く）	8
	地域小規模児童養護施設すみれホーム	3
	地域小規模児童養護施設あすなろホーム	3
事務員		2
調理員等		4
パート職員		2
嘱託医		1
合 計		28

9. 職員研修計画

(1) 園内研修

項目：①人権擁護に関する研修 ②防災に関する研修 ③食中毒・感染症予防に関する研修
④不審者対応に関する研修

(2) 外部講師による研修の実施。

(3) 初任者研修

(4) 外部研修

月	外部研修
4	
5	・経営者セミナー ・社会保険事務担当者研修会 ・食育関係部会研修会
6	・愛光会役職員研修 ・九州児童福祉施設役職員研究大会 ・児童相談所と施設職員との連絡会
7	
8	・若年層自殺対策関係者研修
9	・社会的養護を担う施設長研修会 ・児童支援部研修会
10	・西日本児童養護セミナー ・食育関係部会研修会
11	・全国児童養護施設長運営研究協議会 ・食育関係部会研修会 ・第三者委員と監督職員及び人権擁護担当者との合同研修会
12	・愛光会役職員合同研修会
1	・全国中堅職員研修会
2	・全国ファミリーソーシャルワーカー研修会 ・児童支援部研修会 ・食育関係部会研修会
3	

※上記のほか、児養協、県社協、全社協、市養協、子どもの虹情報研修センター、SBI子ども希望財団等が開催する研修会に参加する。

※委員会研修として先進的な取り組みを行う施設等を訪問し、見学研修を行う。

※県内外先進施設の研修も実施する。

10. 危機管理体制の推進

- ① 子ども、職員の安全教育への推進、防火防災意識を高めるため、火災、火山爆発、地震、水害、津波等に対応した避難訓練を実施し、危機管理体制を強化します。また、無断外出発生時には無断外出捜索体制に基づき子どもの早期保護に万全を期すとともに、無断外出への予防対策を充実します。車両等の事故防止を図るため、交通ルールを順守し安全運転に努めるとともに、車両の管理及び整備を適切に行い、子どもの生命及び運転者自らの生命と財産を守るため最善を尽くします。
- ② 防災計画について
毎月消火・避難訓練を行い、年1回桜島火山爆発総合防災訓練に参加します。

11. 情報公開及び個人情報の保護

定期的に学園だより、愛光会だよりを発行し、保護者及び関係機関、地域社会へ配布し学園の様子を知らせ、また、インターネットを利用しホームページを掲載します。個人情報保護については、厚生労働省のガイドラインを基本に利用者及び保護者の個人情報を保護するとともに、個人情報保護の徹底を図るため職員への教育を行います。

12. 入所児童及び利用者並びに職員等に係るマイナンバー（個人番号）の取り扱い

利用者のマイナンバーの管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い事務規定」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿って、マイナンバーの漏えい、不正に使われないように事務手続きは慎重に取り扱います。

13. 会議・委員会等の開催

子ども一人ひとりの養育の向上と円滑な施設運営を図るため、各種会議や委員会を開催するとともに、関係機関との連絡会を開催します。

区分	名称	開催	内容
施設内	職員会	毎月	施設運営に関する事項（園長の人権講話、職員の人権3分間スピーチ、運営・指導方針、提案事項等）の調整・周知、外部研修の伝達等職員研修
	企画委員会	毎月	行事予定の調整、周知。
	ケース会議	毎月	ケースの処遇方針等協議調整、ケース紹介、自立支援計画（策定、評価会議）
	園内研修		項目（P4）に沿った研修、外部講師による研修
	朝会	毎日	日々の連絡調整
	給食委員会	随時	食を通じた健康・衛生・嗜好を知る機会の提供。
	基本構想委員会	随時	施設の将来設計を行い、基本構想を策定する
	ホーム会議	毎月	生活支援等ホーム運営事項（運営、自立支援、支援、行事等）の調整。子どもの情報共有
子ども会	毎月	生活支援、要望・意見の吸い上げ、子どもへの伝達	
関係機関	中学校との連絡会	年5回	学校及び施設での生活の様子、学校との連携
	小学校との連絡会	年3回	学校及び施設での生活の様子、学校との連携
	幼稚園との連絡会	年3回	幼稚園及び施設での生活の様子、幼稚園との連携
	消防関係機関との連絡会	年1回	消防関係機関との連絡、関係機関との連携

14. 行事予定

月	行 事 内 容
4	入学式 家庭訪問 職員健康診断 小中連絡会
5	ちまき作り こどもの日の行事
6	スケッチ大会
7	児童健康診断 衣類購入 キャンプ
8	迎え火 送り火 夕涼み会
9	東桜島小中地域合同大運動会 不審者対応訓練
10	秋桜杯児童福祉施設スポーツ大会
11	衣類購入 インフルエンザ予防接種 七五三 桜島火山爆発総合防災訓練
12	クリスマス会 餅つき 大晦日 児童健康診断 子どもクリスマス会
1	初詣 書初め 正月外出 年賀式 餅芋焼き 私立高校入試 七草祝い
2	節分 豆まき 総合防災訓練
3	ひな祭り 小・中・高卒業式 公立高校入試 卒業を祝う会
毎月	避難訓練 レオクラブ例会・活動 体位測定 ホーム会議 ホーム活動の日 地域貢献活動

※誕生会は子どもの誕生日に、ホームで祝う

※第三者評価の受審